

清初における多爾袞の漢人政策とその影響

荅 口 有 加

清朝初期において注目すべき人物の一人である睿親王多爾袞は、第三代皇帝に甥の福臨（順治帝）を擁立した後、自らは摂政王として政治の実権を握った。彼が摂政となつた直後に清は明に代わる国家として入関を実現させており、多爾袞は清にとつての重要な転換期に政策を担つたのである。彼は入関に伴ひ満洲人による漢人支配の体制を整える必要が生じる中で、漢人官僚を積極的に用ひ、彼らの意見を受けて漢人全体に対しても比較的寛大な姿勢を示すなど、漢人寄りの人物であつたとも見ることができ、同時に幾つかの民族圧迫政策の実行者でもある。では、彼の漢人政策はどのような意図の下で実施され、またそれは清の支配体制にどのような影響を与えたのだろうか。

まず漢人の反清感情を押さえるための、彼らに対する優遇的政策の一つである賦税の免除についてであるが、それに関しては順治元年（一六四四）の入関直後から盛んに漢人官僚による啓上が行われている。それは「近以軍需浩繁、明朝不已有加派之徵、公派之外有私派焉、」というように、明末の時点で種々の附加税が課されていた状況と、その廃止を求める内容のものが多く、これに対して多爾袞はそれら全てを廃止して正額のみを課税に戻すと同時に、この問題に対処する官の不正についても厳しい態度を示している。だがその実際的な効果としては、戦乱による田地や人口等の変動に対する調査が不十分であつたため実情に適つたも

のとはなっていない。又順治五年段階でも依然として「私派」の存在が見られるだけでなく、多爾袞自身が後年、自らの避暑用の城建設のため直隸等九省に対する加派の命令を下している。この点から見ると、多爾袞個人の意識としては必ずしも表向きに示した漢人に対する寛大さが第一であつたとは言えない。同様のことは園地・投充等の問題についても言える。この問題においても、園地により土地を失つた者に対して、賦税免除などの保障措置が実施されているが、一方で多爾袞自ら、規定をはるかに上回る規模の園地・投充を行っている。これらのことから、漢人への優遇的政策を一応は示すものの、結局は支配者側である満洲人の利益追求を第一とし、自らそれを実践している様子が見られるのである。

では、知識人階級を対象とした優遇策である、漢人官僚の積極的な任用についてはどうだろうか。これにはまず、旧明の官僚に対して原官での任用を認めただ点に特徴がある。清は入関以前から明に倣つた行政機構の整備を進めており、その過程で既に清に降つていた漢人を用いている。しかし入関後の任用では、帰順する全ての官に対し、たとえ前朝において罪を得て罷免されていた者であっても受け入れるなど、入関以前に比べ一層の寛大な扱いが取られている。更に、入関から間を置かず考試の再開を許可していることも、漢人知識人階級を清朝下に取り込むことを重視する姿勢の表れである。

しかし、寛大な態度で広く漢人を用いた政策は「邪正兼収」とも言われるように、罷免されていた官であっても、清の入関時には流賊に降り抗清の態度を示した者であっても、旧時の罪については問わないというものであつたため、不正の官の横行を許すこ

とになるという弊害も生じさせている。又、明朝の官僚であった者を広く取り込んだことは同時に、明朝内に存在し問題となっていた党争もそのまま引き継ぐことであった。この状況は、漢人官僚の栄によって「明朝時各官俱私立有党、首則有東林一党、次則有西党、…目今臣恐各官私党尚在、」と述べられている。ではこうした結党による内部抗争に対してはどのような対応が示されているのか。例えば、順治二年八月に起こった大学士馮銓に対する弾劾事件では、全く根拠のない訴えではないにも関わらず、訴えた側の九名に非があるとする判断を下し、しかもその九名に対する処分もあいまいなままに終わっている。これは内部抗争を禁じる上でも特に、漢人が党を組んで活動を起こすことに対する抑制が強かったためであり、多爾袞自身がその漢人内部の党争に關連していずれかの党派のみを優遇していたということではない。これは彼が重用した漢人の中に、入関以前に帰順して清の入関に貢献した者、或いは流賊に降った後帰順した者、更に北人、南人等様々な存在が見られる点にも示されている。

しかしこのように、任用の範囲は出身背景がどのようなものかに関わりなく広いものではあったが、彼らの発言に対する規制は当然のことながら行われ、特に薙髮・圍地・投充といった、満洲を主体とすることによる政策についての発言においては厳しい制限を加えている。

では、多爾袞があくまで満洲主体を維持しようとしながらも、一方では弊害を招くほどの規模で漢人官僚の取り入れを図り、急速に官僚制度の整備を進める姿勢を示した意図はどこにあったのだろうか。これには多爾袞の権力独占の問題と、満洲本来の合議制政治体制とが影響している。つまり、順治帝即位によって多爾

袞が摂政の地位を得たものの、この時点では共に輔政王として同様の立場に立った鄭親王濟爾哈朗、更に太宗の長子としてその後継者と目されていた肅親王豪格を中心とする宗室諸王の存在があった。そして六部それぞれに、それを管理する諸王が置かれていたことなどもあり、権力の分散傾向があったと言える。そこで多爾袞が自らへ権力を集中させるためには、諸王の力を弱めた新たな政治構造を築く必要があったのである。そのため諸王の六部管理を廃止する決定を下し、逆に漢人の大量な導入を図ったと考えられる。しかしこれらの措置は、ほぼ多爾袞の独断で決定されたため、多爾袞の死後一転して諸王の権力回復の動きが現れ、反対に漢人官僚の発言力の弱まりも引き起こされている。

以上のように、多爾袞はその漢人政策の実施の上で、優遇的な政策を示し清の支配体制の安定化を図りはしたが、一方では満洲主体の立場に変わりはなく、また漢人官僚を自らの権力強化の手段として重用し、急激な改革を招き、彼の死後はその反動から漢人の活動が後退する結果につながったのである。しかし結局、この時期に多数の漢人を取り入れて官僚機構を整える体制が取られたことが、その後の方向性を定めているとも言えるだろう。